

# 大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）

平成23年4月

大分県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1

## 第2章 第2期計画の概要と実績

1 第2期計画の概要	2
2 第2期計画の実績	2

## 第3章 第3期計画

1 計画の期間	5
2 計画の対象	5
(1) 組織及び施設等の範囲	
(2) 対象とする事務及び事業	
(3) 温室効果ガスの種類及び主な発生源等	
3 温室効果ガスの削減目標	6
4 温室効果ガス排出抑制に資する取組の目標	7
5 計画実行のための具体的取組	8
6 計画の推進・点検体制等	10

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1 計画策定の背景

地球温暖化は人類の生存基盤に関わり、県民の日常生活や一般の事業活動に深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、過去に例を見ないスピードで進行していることから、その防止に向けて早急に対策を推進することが求められています。

1997年（平成9年）12月の「気候変動枠組条約第3回締結国会議」において採択された「京都議定書」において、我が国は、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間の温室効果ガスの排出量を、1990年（平成2年）比で6%削減することを国際的に約束し、これを受けて、1998年（平成10年）には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体に対し、温室効果ガス排出抑制のための実行計画を策定することが義務づけられた。

県では、このような状況を踏まえ、2000年（平成12年）4月に「大分県地球温暖化対策実行計画」を策定、2005年（平成17年）4月に「大分県地球温暖化対策実行計画（第2期）」（計画期間：平成17年度～平成22年度）を策定し、二酸化炭素の排出削減に資する取組等を推進している。

現在、国際的には「気候変動枠組条約締約国会議」において、ポスト京都議定書の協議が継続して行われており、国においても、2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比25%の温室効果ガス削減目標を含めた地球温暖化対策基本法案が継続審議中である。

## 2 計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3では、京都議定書目標達成計画に即して、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものと定められており、県が率先して自らの事務・事業について温室効果ガス排出量を削減し、県全体の排出量削減を一層推進することを目的とする。

## 第2章 第2期計画の概要と実績

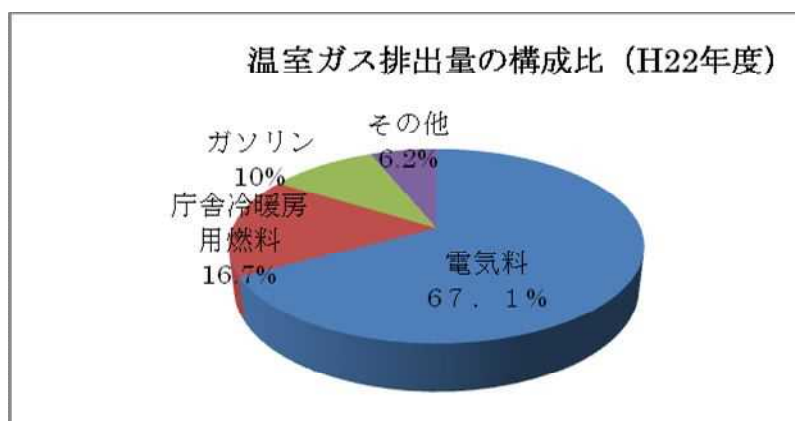
### 1 第2期計画の概要

- ① 計画期間 2005年（平成17年）度から2010年（平成22年）度までの6年間
- ② 基準年度 2004年（平成16年）度実績
- ③ 削減目標 2004年（平成16年）度を基準として5%を削減する

### 2 第2期計画の実績（基準年度との比較）

#### 2010年（平成22年）度温室効果ガス総排出量実績

項目	単位	H16 (基準年度)	H22			H22 削減目標 (基準年度 比)
			排出量	H16(基準年度)比		
				増減量	増減率	
温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	51,804	47,705	▲4,099	▲7.9%	▲5.0%
電気	t-CO <sub>2</sub>	30,907	32,022	1,115	3.6%	▲6.1%
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO <sub>2</sub>	12,791	7,949	▲4,842	▲37.9%	▲4.4%
ガソリン	t-CO <sub>2</sub>	5,134	4,789	▲345	▲6.7%	▲2.8%
その他	t-CO <sub>2</sub>	2,972	2,945	▲27	▲0.9%	—
コピー用紙の使用量 (A4用紙換算)	千枚	104,245	94,270 *県立学校の ざら紙からの 移行分 17,000枚 (推計)除く	▲9,975	▲9.6%	基準年度以下
水の使用量	千m <sup>3</sup>	1,209	933	▲276	▲22.8%	基準年度以下
可燃ごみの排出量	千kg	1,160	846	▲314	▲27.1%	基準年度以下



2010年（平成22年）度の温室効果ガス総排出量の実績は47,705t-CO<sub>2</sub>であり、2004年（平成16年）度に比べて7.9%の減少となっており、目標を達成している。

項目別にみると、庁舎冷暖房用等燃料が4,842t-CO<sub>2</sub>（▲37.9%）、ガソリンが345t-CO<sub>2</sub>（▲6.7%）減少している反面、電気は1,115t-CO<sub>2</sub>（3.6%）の増加となっている。

庁舎冷暖房用等燃料の減少については、本庁舎のターボ冷凍機の運用見直しや地方機関再編に伴う庁舎や執務室の減少、冷暖房温度の管理徹底が主な要因と考えられ、ガソリン減少の主な要因については、地方機関再編に伴う公用車の減少、低燃費車への買換え等があげられる。

電気料については、温室効果ガス排出量は増加しているものの、電気使用料については減少している。（下記参照）電気使用料が減少しているにも関わらず、温室効果ガス排出量が増加している要因としては、CO<sub>2</sub>排出係数の上昇によるものと考えられる。

#### ・電気使用料の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
電気 (KWh)	86,574,752	83,754,634	82,368,781	84,262,801	83,543,922	81,875,126	83,631,123

排出量の構成では電気が67.1%と半数以上を占めており、次に庁舎冷暖房用等燃料が16.7%、ガソリンが10.0%となっている。

また、温室効果ガス排出抑制に資する取組として実施してきたコピー用紙の使用量削減の取組については9.6%の減少となっている。また、水の使用量については22.8%の減少、可燃ごみの排出量については27.1%の減少となっている。

コピー用紙使用量については、主に県立学校における「ざら紙」からコピー用紙

使用への転換に伴い、コピー用紙が増加した17千枚（推計）を除いたものである。

水の使用量の減少については、節水の徹底や本庁舎等におけるセンサー式自動水栓の導入に加え、高等学校再編による学校数の減少が主な要因として考えられ、可燃ごみの排出量減少の要因については、コピー用紙や紙ごみの分別回収等による可燃ごみのリサイクル推進があげられる。

## 第3章 第3期計画

### 1 計画の期間

2011年（平成23年）度を初年度とする2015年（平成27年）度までの5年間

### 2 計画の対象

#### （1） 組織及び施設等の範囲

組織及び施設等の範囲は、地方機関等を含めた全ての機関とする。

（部局等名）

総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、土木建築部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部

#### （2） 対象とする事務及び事業

上記機関が行う事務・事業を対象とする。ただし、指定管理者を指定した施設等民間に委託して行う事業等は含まない。

#### （3） 温室効果ガスの種類及び主な発生源等

計画の対象となる温室効果ガスは、法により下表の6物質とされている。また、県の事務・事業における各ガスの主な発生源は、下表のとおりである。

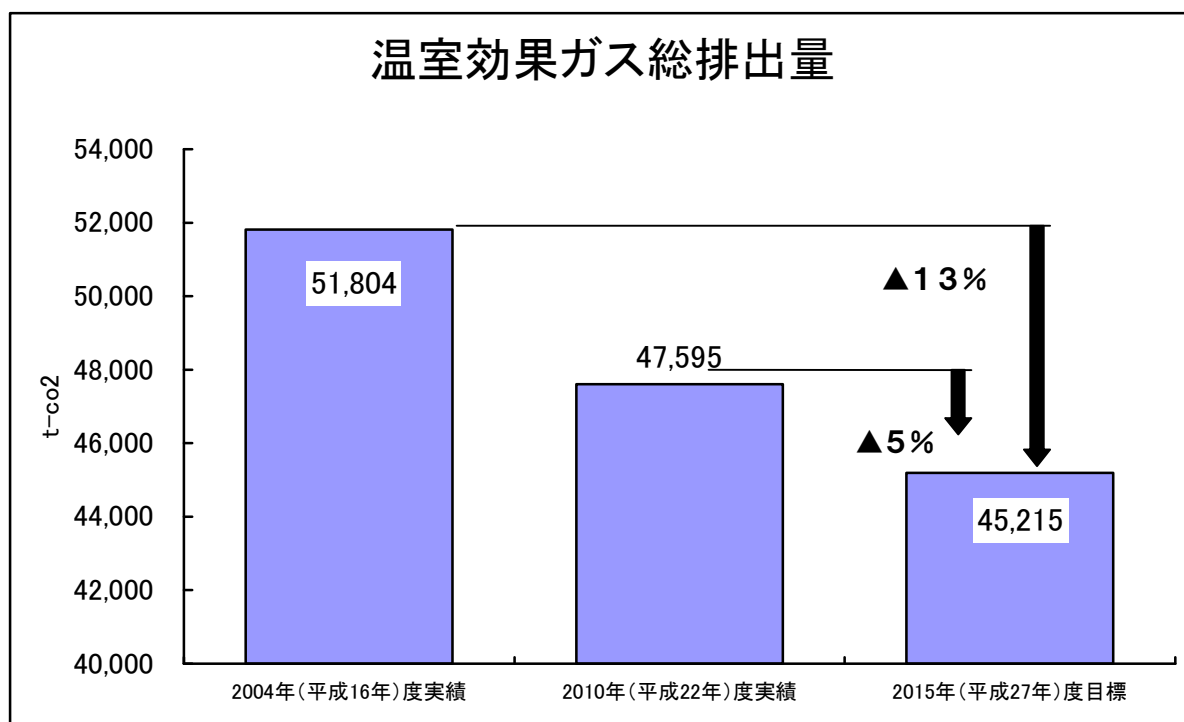
種類	主な発生源	本県の事務・事業における主な発生源
二酸化炭素	石油、石炭等化石燃料の燃焼等	・電気使用 ・燃料（ガソリン、灯油、重油等）の燃焼
メタン	稲作、家畜の腸内発酵等	・家畜の腸内発酵 ・ガソリン、軽油の燃焼
一酸化二窒素	燃料の燃焼、工業プロセス、農業等	・施肥 ・ガソリン、軽油の燃焼
ハイドロフルオロカーボン（13種）	スプレー製品の噴射剤、カーエアコン、冷蔵庫の冷媒等	・エアコン、カーエアコン、冷蔵庫等の冷媒
パーフルオロカーボン（7種）	半導体洗浄等	・電子部品や電子装置の製造過程で使用されるため、県の事務事業から発生されない。
六ふっ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	・変電設備に封入される電気絶縁ガス

### 3 温室効果ガスの削減目標

2010年（平成22年）度を基準年度とし、削減目標、目標年度排出量等を次のとおりとする。

#### ○削減目標

2010年（平成22年）度に対し、2015年（平成27年）度において温室効果ガス総排出量を5%削減する。



#### ◆削減目標の設定の考え方

平成22年4月より完全施行された改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく年1%以上のエネルギー使用効率改善の努力義務を参照し、第2期の削減目標と同じ5年間で5%の削減目標を定めた。



○ 項目別数値

取組項目		基準年度 2010年（平成22年）度	目標年度排出量 2015年（平成27年）度	削減目標
温室効果ガス総排出量		47,595 t-CO <sub>2</sub>	45,215 t-CO <sub>2</sub>	5%削減
主な 内 訳	電気 (電気使用量)	31,969 t-CO <sub>2</sub> (83,487千kwh)	30,371 t-CO <sub>2</sub> (79,312千kwh)	5%削減
	庁舎冷暖房用等燃料 (各燃料等使用量)	7,948 t-CO <sub>2</sub> (都市ガス 1,565千m <sup>3</sup> ) (LPG 185,237kg) (A重油 721千リットル) (灯油 869千リットル)	7,551 t-CO <sub>2</sub> (都市ガス 1,486千m <sup>3</sup> ) (LPG 175,975kg) (A重油 684千リットル) (灯油 825千リットル)	
	ガソリン (ガソリン使用量)	4,736 t-CO <sub>2</sub> (2,041千リットル)	4,499 t-CO <sub>2</sub> (1,938千リットル)	

\*基準年度数値については、対象除外施設分を除いている

4 温室効果ガス排出抑制に資する取組の目標

直接温室効果ガス排出量の算定対象ではないが、社会全体でみて温室効果ガスの排出を減じる効果のある取組を行う。

○削減目標

2010年（平成22年）度に対し、2015年（平成27年）度においてコピー用紙の購入量を15%、水の使用量、可燃ごみの排出量を5%削減する。

取組項目	基準年度 2010年（平成22年）度	目標年度数値 2015年（平成27年）度	削減目標
コピー用紙の購入量※ (県立学校を除く)	80,365千枚	68,310千枚	15%削減
水の使用量	932千m <sup>3</sup>	885千m <sup>3</sup>	5%削減
可燃ごみの排出量	1,021千kg	868千kg	

追加（平成24年4月別途目標設定）

県立学校	基準年度（平成23年度）	目標年度数値（平成27年度）	削減目標
コピー用紙（ざら紙含む）	78,406千枚	72,525千枚	7.5%削減

## 5 計画実行のための具体的取組

項目	職員の意識・行動による対策	施設管理、設備導入等の対策
電気、庁舎 冷暖房用等 燃料	<p>(電灯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始業前の部分点灯の徹底</li> <li>・昼休みの全部消灯の徹底</li> <li>・超過勤務時の部分消灯の徹底</li> <li>・定時退庁日の取組の徹底</li> <li>・廊下等の不要な照明の節電の徹底</li> </ul> <p>(OA機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンの省エネモード（電源オプション）を活用した、不使用時のディスプレイOFF、休止状態の設定の徹底</li> <li>・省エネタップ利用による待機電力遮断の徹底</li> </ul> <p>(空調等その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房装置、パッケージエアコンの運転管理の徹底（冷房28℃、暖房19℃）</li> <li>・ブラインド等の活用による空調の効率化</li> <li>・自動ドアの中間期（冷暖房を使用していない時期）の開放の徹底</li> <li>・移動時の階段利用の推進</li> <li>・電気製品の節電管理の徹底（冷蔵庫、テレビ、電気ポット等） 退庁時や未利用時のコンセントOFF 冷蔵庫等の温度設定管理など</li> <li>・温水器、ガス器具の温度調節、管理の徹底</li> </ul>	<p>(電灯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯インバータ化の拡大（地方機関）</li> <li>・非常灯等へのLED電球の導入</li> <li>・白熱球から省エネ型照明への変更の徹底</li> <li>・個々の照明器具へのスイッチ設置</li> </ul> <p>(OA機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合機、コピー専用機、プリンターの適正配備</li> </ul> <p>(空調等その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の設置</li> <li>・屋上緑化、敷地内緑化、緑のカーテンの設置</li> <li>・省エネルギー型設備の導入</li> <li>・省エネルギー型機器への転換（テレビ、冷蔵庫等）</li> </ul>
ガソリン	<p>(エコドライブの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップの徹底</li> <li>・急発進、急加速、空ふかしの禁止の徹底</li> <li>・不要な荷物を積載しないことの徹底</li> <li>・タイヤ空気圧の調整の徹底</li> <li>・燃費記録による管理</li> </ul> <p>(移動における公共交通機関等の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の積極的な利用</li> <li>・短距離移動の場合の徒歩、自転車の活用</li> </ul>	<p>(公用車)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車等のクリーンエネルギー自動車の導入</li> <li>・低燃費車（軽自動車等）の導入</li> <li>・公用車への燃費計の設置</li> </ul>

項目	職員の意識・行動による対策	設備導入、活用による対策
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミスコピーの削減</li> <li>・ 両面コピー、2 in 1 コピーの徹底</li> <li>・ 内部検討資料等での裏紙利用</li> <li>・ 会議資料の簡素化（ペーパーレス会議の推進）</li> <li>・ 不必要なFAX送信状の省略</li> <li>・ 行政文書管理システム利用によるペーパーレス化</li> <li>・ コピー枚数の記録による管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクタ活用による紙の使用を最小限に抑える会議の開催</li> <li>・ タブレット型端末等の活用による会議の開催、協議の実施</li> </ul>
水の使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗面所、給湯室等での節水の徹底</li> <li>・ 水漏れ点検の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センサー式自動水栓設置の拡大（地方機関）</li> <li>・ 節水コマの設置</li> </ul>
ごみの排出量	<p><b>ごみの削減（リデュース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー用紙等の廃棄削減</li> <li>・ シュレッダー使用の限定化</li> <li>・ 売店でのレジ袋不使用の拡大（マイバッグ）</li> <li>・ 割り箸の不使用（マイ箸）</li> <li>・ 水筒の持参（マイカップ、マイボトル）</li> </ul> <p><b>再利用（リユース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部検討資料等での裏紙利用（再掲）</li> <li>・ 使用済封筒の再利用</li> <li>・ ファイル、図面袋等の再使用</li> <li>・ 事務用品等の修理による長期使用</li> </ul> <p><b>再生利用（リサイクル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙ゴミ、雑誌等可燃ごみの分別の徹底</li> <li>・ 缶、瓶、ペットボトル等の分別の徹底</li> <li>・ 詰め替え可能製品（リターナブル製品）の活用</li> </ul>	<p><b>ごみの削減（リデュース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカップ式自動販売機の設置拡大、利用</li> </ul> <p><b>再生利用（リサイクル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクカートリッジ回収箱の設置</li> <li>・ 執務室等への分別回収箱の設置の徹底</li> </ul>

### ○製品等の購入に当たっての取組

- ・ グリーン購入特定調達品目等の環境負荷の少ない製品の購入を徹底する。
- ・ コピー用紙については、総合評価値が80以上の購入を徹底する。
- ・ 間伐材や大分県リサイクル認定製品等の再生材料から作られた物品などの購入を推進する。
- ・ ノンフロン製品、代替フロンを使用していない製品の購入を徹底する。

## 6 計画の推進・点検体制等

### (1) 計画の推進・点検体制

#### ① 大分県地球温暖化対策推進組織

〔管理組織〕

- ・環境管理総括者（知事）…………… 計画の総括者
- ・環境管理副総括者（副知事）……………
- ・環境管理委員会（部局長会議）…………… 計画の点検、評価
- ・環境管理責任者（生活環境部長）…………… 計画の実行責任者
- ・地球温暖化対策実行計画推進委員会（主管課長）…………… 計画の推進

〔活動組織〕

- ・環境活動責任者（部局長等）…………… 部局等の総括者
- ・総括環境推進員（主管課長）…………… 部局等内の調整
- ・環境推進員（所属長等）…………… 所属内の取組推進
- ・地方機関等環境推進員（地方機関の長等）…………… 地方機関等の取組推進

### (2) 研修及び啓発

#### ① 研修

- ・既存の研修制度への環境教育の導入を図る。
- ・環境活動担当者の研修

#### ② 啓発

- ・庁内掲示板（e-office）等活用による職員向け情報提供及び啓発

## 7 実施状況の評価、公表

### (1) 実施状況の評価

環境管理責任者は、年2回温室効果ガス総排出量の算定及び計画推進状況をまとめ環境管理委員会に報告し、環境管理委員会は年1回計画の進捗状況について検討し、必要に応じて見直しを検討する。

### (2) 実施状況の公表

実施状況については年1回公表する。